

<消費者の解除権を放棄させる条項の無効>

問22 事業者の債務不履行や瑕疵担保責任に基づく消費者の解除権を放棄させる条項を無効とする必要性はどのようなものですか。

(答)

1. 改正前の消費者契約法では、消費者契約の条項が無効になるかどうかは、第8条（事業者の損害賠償の責任を免除する条項）及び第9条（消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等）に該当するものを除き、第10条によって判断されていました。
2. しかし、消費者契約法第10条の要件は抽象的であり、どのような条項が無効となるかが必ずしも明らかではないため、契約当事者の予測可能性を高める等の観点から、不当性が高い条項を無効とすることを明示的に定める必要があります。
3. 事業者が債務を履行しない場合や、事業者の給付に瑕疵<sup>(注1)</sup>があり、契約の目的を達することができない場合でも、消費者に解除を認めず、消費者を契約に拘束し続ける条項<sup>(注2)</sup>は、不当性が高い条項であることから、これを無効とする規定を設ける必要があると考えられます。  
(注1) 瑕疵（かし）とは、当該契約において予定された品質・性能を欠いていることを指すものです。  
(注2) このような条項があった場合、消費者は、事業者から契約で定められたとおりの給付を受けることができず、契約を締結した目的を達成することができないにもかかわらず、代金を支払わなければならなかったり、支払い済みの代金の返還を受けられなかったりすることになるため、このような条項は不当性が高いと考えられます。

## 無効とする消費者契約の条項の追加(法第8条の2)

### 契約条項の無効(改正前)

#### 具体的な条項の無効

- ① 事業者の損害賠償責任を免除する条項 (第8条)
- ② 消費者に高額な違約金や損害賠償を支払わせる条項 (第9条)

#### それ以外の条項の無効(一般規定)

- ③ 消費者の利益を一方的に害する条項 (第10条)

- (a) 任意規定の適用による場合に比べ消費者の権利を制限/義務を加重
- (b) 信義則に反して消費者の利益を一方的に害する

抽象的で、どのような条項が無効となるかの判断が困難

↳ ①②に加え、**不当な条項を具体的に規定していく必要**

#### <不当な条項の例>

- 携帯電話端末の売買契約における「ご契約後のキャンセル・返品、返金、交換は一切できません」という条項

このような条項が有効になると、契約後、商品の入荷がなく受け取れなかった場合や、受け取った商品に不具合があった場合にも、支払済みの代金は返還されない

⇒このような条項は**不当性が高い**

#### 改正内容

#### 具体的な条項を無効とする規定を追加

- 事業者の債務不履行により生じた消費者の解除権を放棄させる条項
- 消費者契約が有償契約である場合において、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵<sup>(※)</sup>があることにより生じた消費者の解除権を放棄させる条項

(※) 瑕疵(かし) = 不具合、欠陥